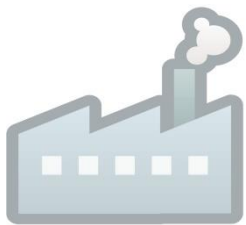


県の中小企業向け省エネ補助金 平成29年度第2回公募を開始します！！

(中小企業省エネ対策促進事業費補助金)

公募期間：平成29年 **8月16日(水)**

～ **9月22日(金)**



小規模だが省エネ効果の高い設備への入れ替えを検討している
小規模な省エネ改修に着手しようと考えている

1 補助対象者

和歌山県内に事業所を有し、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する中小企業者を対象とします。※ただし、農業、林業(素材生産業及び素材生産サービスを除く)、漁業、福祉・医療業を除きます。

2 補助対象事業

次のア～ウのいずれかの事業又はその組み合わせを対象とします。

- ア 高効率エネルギー設備導入等
- イ 熱効率向上設備導入等
- ウ 省エネ・ピーク対策設備導入等

3 補助対象経費

設備費：補助事業の実施に必要な機械装置、省エネ機器等の取得に要する経費

工事費：補助事業の実施に不可欠な工事等に要する経費及び本工事に付帯して施工することが必要な工事等に要する経費

4 補助要件

一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断又は知事が認める省エネルギー診断を実施し、当該診断結果において**省エネ効果があると提案された**省エネや熱損失対策等につながる設備の整備で、補助対象経費の総額が50万円以上かつ以下の要件のいずれかを満たすものとします。

- ア 高効率エネルギー設備導入等、イ 熱効率向上設備導入等
 - ・耐用年数期間内におけるエネルギー削減量が投資額100万円あたり10キロリットル以上見込めること。
 - ・投資回収に3年以上を要するものであること。

- ウ 省エネ・ピーク対策設備導入等
 - ・事業実施前と比較して電気需要平準化時間帯の電力使用量が当該事業所全体で5%以上の削減が見込めること。

5 申請に当たっての留意事項

工場や事業所の「新設」に伴って、導入する設備は対象としません。

6 補助額

補助対象経費の1/3以内、1件あたり100万円を限度とします。
(千円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額とします)。

7 募集期間及び交付決定(予定)

- (1) 募集期間
平成29年8月16日(水)～9月22日(金)17:00まで(郵送の場合は当日消印有効)
- (2) 交付決定
平成29年10月中旬を予定しています。(期日を変更する場合があります。)
※申請者あてに、直接文書で連絡します。

8 応募方法等

申請に関する様式及びその他必要な資料を持参又は郵送にて提出してください。

【提出書類】

- ①補助金等交付申請書(別記第1号様式(補助金等交付規則第4条関係))(Word)
- ②事業計画書(別記第1号様式)(Excel)
- ③収支予算書(別記第2号様式)(Word)
- ④省エネルギー量等計算表(別記第3号様式)(Excel)
- ⑤本補助金の申請に係る省エネ診断の結果に関する書類(写し可)
- ⑥役員名簿(別記第4号様式)(Word)
- ⑦法人の登記事項証明書
- ⑧その他知事が必要と認める書類

【提出先】

〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県商工観光労働部 企業政策局 産業技術政策課 エネルギー政策班

9 申請総額が予算額を超過する場合について

申請総額が予算額を超過する場合は、次に掲げる事項を総合的に勘案し優先順位をつけて、その上位者から予算の範囲内で採択を決定します。

- ア 事業所全体のエネルギー削減率が高いもの
- イ 投資回収年が長いもの
- ウ その他

10 その他

- (1) 補助金の返還について
交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは補助金の一部又は全部を返還しなければなりません。
- (2) 成果の取り扱い
本補助事業の内容や効果等について、公表する場合があります。

※申請にあたっては補助金交付要綱を必ずご確認ください。

補助金交付要綱は和歌山県産業技術政策課ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/h29shoenehojokinkoubo_000.html